

## 令和6年度浄化槽法施行状況検討会の開催について



2024年5月16日に、「令和6年度浄化槽法施行状況検討会」が環境省により開催されました。本検討会は2019年の浄化槽改正において創設された制度の活用や施行状況の点検のために定期的に行われています。

内容は単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換、浄化槽の維持管理の向上を目的として、特定単独処理浄化槽に対する措置や浄化槽台帳の整備に関するものとなっています。

今回の検討会では、事業者団体へのヒアリングを含め、以下の要点について話し合われました。

1. 浄化槽法施行状況点検検討会の設置について
2. 第1・2回検討会の議論の確認
3. 浄化槽関係事業者4団体からのヒアリング
4. 講じるべき対応策に関する議論
  - 1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
  - 2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

当社では放流水等の測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2024年5月10日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 櫻内大介

### 消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査:<https://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

